

登記相談の予約制について

福井地方方法務局小浜支局 ☎ 52・0238

2月2日(月)から登記の申請に関する相談について、予約制となります。

対象 不動産登記(相続登記や住宅ローン返済による抵当権抹消登記など)、商業・法人登記(会社設立・役員変更登記など)の申請手続きに関する相談

予約方法 事前に電話などで予約してください

※予約した人は、待つことなく相談を受けられるので、皆さんの協力をお願いします

募集

明倫学舎入寮生

(公) 輔仁会明倫学舎 ☎ 0422・22・2305

明倫学舎(東京都武蔵野市吉祥寺東町)は、福井県出身者を対象とした男子学生寮です。

募集 20人

舎費 2万4千円もしくは2万6千円(居室の広さによる)

入舎料等 入舎料6万円、保証金2万円

※詳しくはHP(<http://meiringakusha.com/>)を参照

通学安全パトロール隊

生涯学習スポーツ課 ☎ 64・6033

市では小学生の通学安全を守るパトロール隊のボランティア活動に参加していただける人を募集しています。

※公民館だよりや学校だよりで地区ごとの募集があります



職場の悩みごと無料相談会と夜間労働相談会

福井県労働委員会事務局 ☎ 0776・20・0597

●職場での悩みごと無料相談会

とき 3月1日(日) 13時30分～16時30分

ところ 敦賀市生涯学習センター(敦賀市東洋町)

内容 解雇・賃金など労使関係の悩みについて専門家が相談に応じます

※予約不要。秘密は固く守られます

●夜間労働相談会(無料)

とき 2月24日(日) 18時30分～20時

ところ 県庁(福井市大手3丁目)

内容 労働問題全般について県労働委員会委員が面談します

※前日までに電話で予約してください。秘密は固く守られます

※上記日程以外も毎月行っています

※詳しくは問い合わせください

最低賃金の改定

福井労働局 ☎ 0776・22・2691

県内の特定の産業に従事する基幹的労働者と使用者について適用される「特定最低賃金」が改定されました。

●県内の特定最低賃金(平成26年12月24日より適用。時間額で、カッコ内は改定前)

・紡績業、化学繊維、織物、染色整理業 732円(725円)

・繊維機械、金属加工機械製造業 810円(800円)

・電気機械器具製造業 776円(763円)

・百貨店、総合スーパー 773円(763円)

・各種商品小売業 750円(改定なし)

《参考》

平成26年10月4日より適用の県最低賃金 716円(701円)

若狭おばまたらふぐキャンペーン

若狭おばま観光協会 ☎ 64・6021

ふぐの王様“とらふぐ”の中で日本最北で育てられた「若狭ふぐ」をみんなで食べて“お得なキャンペーン”に参加しましょう。

とき 3月2日(日)まで

※詳しくはHP(<http://www.wakasa-obama.jp>)を参照



相続登記はお済みですか

福井県司法書士会 ☎ 0776・30・0001

福井県司法書士会では、毎年2月を「相続登記はお済みですか月間」と定め、相続に関する無料相談を実施します。

●無料相談

とき 2月1日(日)～28日(土)

ところ 県内各司法書士事務所(当会のHPに名簿一覧を掲載しています)

●司法書士・税理士による「相続・遺言に関する登記・税金なんでも相談会」

とき 2月7日(土) 10時～16時

ところ プラザ萬象(敦賀市東洋町)
※いずれも予約不要

ふるさと企業魅力発見キャリアフェア(合同企業説明会)

福井県労働政策課 ☎ 0776・20・0390

対象 大学・短大・高専・専修学校の学生など

とき 3月7日(土) 11時～17時(受付は10時30分～)

ところ サンドーム福井(越前市瓜生町)

参加企業 約200社(予定)

※申込不要。県外に進学している学生には保護者から伝えてください

交通災害等遺児就学支度金

社会福祉課 ☎ 64・6012

県では、生計を共にした父や母、未成年後見人を交通事故などで亡くした子どもが、小学校・中学校に入学するときに、その保護者に就学支度金を支給します。

対象 市民税の所得割が課税されていない世帯

申請期限 2月10日(日)

お知らせ

経済的に就学困難な児童・生徒に対する支援

教育総務課 ☎ 64・6032

市では、保護者の失職などの経済的理由により就学が困難な児童・生徒に支援を行っています。

対象項目 新入学用品費、学用品費、通学用品費、修学旅行費、給食費、学校病医療費、校外活動費

※対象者は同一生計家族の収入額によって認定するので、申請しても該当しない場合があります

自動車の名義変更・廃車手続き

税務課 ☎ 64・6004

軽自動車税、自動車税は年に1度、4月1日現在の所有者に課税します。名義変更や廃車手続きをしていないと、いつまでも課税されるなどトラブルの原因になります。

問い合わせ 【軽自動車の課税】税務課

【軽自動車の名義変更、廃車手続き】軽自動車検査協会福井事務所 ☎ 050・3816・1774

【自動車税の課税】嶺南振興局税務部 ☎ 56・2223

【自動車の名義変更、廃車手続き】中部運輸局福井運輸支局 ☎ 050・5540・2057のあと026を押す

健康・福祉

特定健診受診率向上事業用紙(ピンク色)の提出期限

健康管理センター ☎ 52・2222

対象者でまだ用紙を提出していない人は、署名のうえ医療機関に提出をお願いします。

対象 平成26年10月下旬に「診療情報提供書(ピンク色)」が届いている人(40～74歳の小浜市国保被保険者のうち定期的に診療を受けている人)

提出期限 2月27日(金)

提出先 県内の医療機関

高齢者世帯の要支援者台帳の作成にご協力を

健康長寿課 ☎ 64・6015

対象 原則として65歳以上の高齢者世帯

作成方法 各地区の民生委員が訪問するので、緊急連絡先や避難支援者などについて記入してください

※この台帳はこれまでの福祉台帳も兼ねます。また必要に応じて関係機関に情報提供ができるよう承諾欄への記入もお願いします
※対象外の高齢者で災害時の避難などに不安がある人は、民生委員または健康長寿課へ知らせてください

母子父子寡婦福祉資金貸付金

社会福祉課 ☎ 64・6012

県では、母子・父子家庭および寡婦の生活の安定と児童の福祉を推進するために、各種資金の貸し付けを行っています。詳しい内容・条件などについては、社会福祉課まで問い合わせください。

※平成26年10月から父子家庭も貸し付けの対象になりました



イベント

はまかぜ寄席

文化会館 ☎ 53・9700

とき 2月22日(日) 14時～
ところ はまかぜプラザ(酒井)
出演 林家小染さん、林家染八さん
料金 一般1,500円
小中学生500円

※前売り券は文化会館で販売

若狭ウインドアンサンブル定期演奏会

文化会館 ☎ 53・9700

とき 2月22日(日) 14時～
ところ 文化会館(大手町)
内容 第1部:交響楽ステージ、第2部:ホルン奏者日高剛さんによる『それいけ音楽会』、第3部:ポップスステージ
料金 無料(全席自由)



婦人のつどい

生涯学習スポーツ課 ☎ 64・6033

とき 2月8日(日) 9時～15時
ところ 文化会館(大手町)
内容 住田裕子さん(弁護士)による人権講演会、各地区婦人会アトラクション、抽選会ほか
※男女を問わず誰でも参加できます

第35回 OBAMA 若狭マラソン大会



とき
4月19日(日)雨天決行

参加費(保険料を含む)
小・中・高校生 ……1,000円
一般 ……2,500円
ファミリー ……3,000円(1組)

申込方法
所定の専用振替払込用紙に必要事項を記入し、ゆうちょ銀行で払い込むか、市民体育館へ持参してください
※用紙は、市民体育館、市役所、公民館、食文化館、市内スポーツ用品店などにあります

申込期限
3月5日(日)当日消印有効

問い合わせ
市民体育館 ☎ 53・0064

コース※今大会からコースを一部変更
ハーフマラソン※日本陸連公認コース
39歳以下一般男子・40歳以上男子・一般女子
10*※日本陸連公認コース
39歳以下 高校・一般男子、40歳以上男子、高校・一般女子
5*
中学生男子、高校・一般女子、29歳以下 高校・一般男子、30代男子、40代男子、50歳以上男子
3*
小学生男子(5年生以上)、小学生女子(5年生以上)、中学生女子、高校・一般女子、一般男子、60歳以上男子、ファミリー(ペア)

◆スポーツ◆

市民スティックリング大会

市民体育館 ☎ 53・0064

とき 2月21日(土)9時～
ところ 市民体育館(後瀬町)
対象 原則として市民
定員 先着12チーム(1チームは3人編成で、4人まで登録可能)
参加費 1チーム300円
申し込み 2月2日(日)～17日(土)に市民体育館窓口へ(ルール説明資料を配布します)



季節の調理体験(2月編)

御食国若狭おばま食文化館 ☎ 53・1000

とき 2月15日(日)、16日(月)、17日(火)
いずれも10時～13時
ところ 食文化館(川崎三丁目)
内容 小浜の生ワカメうどん、鶏の治部煮、干しシイタケとレンコンの含め煮、リンゴのパウンドケーキ
定員 各先着30人
参加費 700円
申込期限 実施日の3日前



温水プール(非常勤職員)

若狭総合公園温水プール ☎ 53・0450

職種(人員) 指導員(2人)、安全管理員(1人)、救護員(2人)、監視員(2人)
雇用期間 4月1日～平成28年3月31日※雇用期間は更新する場合あり
勤務時間 指導員・安全管理員:週33時間45分、救護員:週23時間、監視員:週37時間30分
※土日出勤、交代勤務の変則出勤あり
勤務先 温水プール(北塩屋)
報酬(月額) 指導員18万円、安全管理員15万3千円、救護員8万円、監視員12万円
試験日 2月24日(火)
選考方法 小論文・面接
申込期限 2月15日(日)

学校給食調理員(非常勤職員)

教育総務課 ☎ 64・6031

職務 給食調理(ない日は校務)
対象 特になし(調理師免許があればなお可)
雇用期間 4月1日～平成28年3月31日※雇用期間は更新する場合あり
勤務時間 週5日(週31時間15分)
勤務先 市内小中学校
報酬(月額) 13万円(8月の出勤日は日額により支給)
募集 若干名
試験日 2月13日(日)(予定)
選考方法 面接
申し込み 1月26日(日)～2月9日(日)の間にハローワーク小浜(後瀬町)または教育総務課へ



救急員養成講習会受講生

社会福祉課 ☎ 64・6011

日本赤十字社福井県支部小浜地区では、赤十字救急法救急員養成講習会の受講生を募集します。
とき 2月20日(金)～22日(日)9時～17時
ところ 若狭ふれあいセンター(日吉)
内容 救急法基礎講習、救急法救急員養成講習
受講料 新規の人3,200円
資格継続が必要な人800円
その他 昼食を持参し、運動ができる服装で参加してください。新規の人は、基礎講習と養成講習両方の受講が必要です。
申込期限 2月13日(日)

地域おこし協力隊のアイザワが行く! vol.4



☎ 商工観光課
☎ 内線 220

「路地の先にあるもの」

小浜で迎える初めての冬がやってきました。融雪設備の水の勢いに初めは驚きましたが、最近ようやく慣れてきました。雪質はだいぶ重たく感じます。細い路地が入り組む小浜のまちなかを、右へ左へと歩き回るとすてきな風景に出合えます。先日は修行僧の皆さんに会いました。発心寺の寒行たく鉢だそう。路地の先に広がる海と漁船。猫が寝転んでいる交差点。お地藏さんのいるお宮や、古い看板を曲がった先に見える、どこか懐かしくて新しい風景。写真で見るとまた違った雰囲気です。



食で元気

☎ 食のまちづくり課
☎ 53・1000

「サポニン」

「サポニン」は植物に含まれる機能性成分で、水に溶かすと泡立つ特徴があります。脂肪を溶かす性質から、脂肪やコレステロールを取り除く働きがあり、抗酸化作用(体内の活性酸素の過剰発生を抑制する働き)も認められています。大豆やみそなどの大豆製品に多く含まれており、調理法としては、サポニンが煮汁に溶け出し、身体に吸収しやすくなるみそ汁がおすすめです。たっぷりの季節の野菜やきのこ類、豆腐、海藻類などを加えて、具たくさんにすることで、さらに栄養のバランスが良くなります。



発酵に関わる菌は60℃以上になると死滅するので、みそ汁の場合は、加熱を終えてからみそを溶くようにしましょう



冬の舞鶴グルメ「舞鶴かき丼」

「舞鶴かき丼」のこだわりは「地産地消」。栄養豊富な舞鶴湾で育った大粒・濃厚・プリプリの「舞鶴かき」と、シコシコした食感の「舞鶴かまぼこ」は相性抜群!舞鶴でしか味わえない「舞鶴かき丼」を、ぜひご賞味あれ!各店の提供期間は3月31日まで。

「舞鶴かき丼」3つの条件

その1 「舞鶴産のかき5個以上」と「舞鶴かまぼこ」を使用すること
その2 舞鶴産のかきの「プリプリ」感を損なわないこと
その3 おいしくて、また食べたくなること
※「舞鶴かき丼」が食べられるお店を紹介した「かき丼マップ」はWEBでの公開や舞鶴市内の主要観光施設で配布のほか、郵送もしています。詳しくは下記まで問い合わせてください



☎ 一般社団法人舞鶴観光協会 ☎ 0773・75・8600

事業者の皆様へ
個人住民税の納付について

従業員の個人住民税（市県民税）は、事業者が毎月給与から天引きして、市に納めることになっています（特別徴収 地方税法第321条の3）。

平成27年1月1日から4月30日までの間において、従業員の方が異動（退職など）した場合、残りの税金よりも給与や退職手当などが多い場合に限り、一括して徴収することになっています（納入の義務等 地方税法第321条の5）。

一括徴収の納付忘れにご注意ください。

対象 原則所得税の源泉徴収義務のある事業者
.....

市税の納税に口座振替をご利用ください

口座振替での納税は、金融機関の窓口に出向く必要がないので便利です。現金を持ち歩かないので安心。しかも納め忘れのない確実な納付方法です。口座振替の申し込みは、希望の金融機関の窓口にある指定の用紙に記入、押印のうえ、提出してください。

市税の延滞金について

延滞金とは

市県民税や固定資産税、軽自動車税などの市税や国民健康保険税には、各税目ごとに納期限が定められています。これら市税などを納期限までに納税しないことを「滞納」といいます。市税などを滞納すると、納期限までに納めた人との公平性を保つため、本来納めるべき税額のほかに、延滞金もあわせて納めていただくことになります。

延滞金の計算方法

延滞金は、滞納税額を計算の基礎として納期限の翌日から納付される日までの日数に応じて計算します。延滞金の割合は次のとおりです。

延滞金の割合

期間	納期限の翌日から1カ月以内	1カ月を経過した日以降
平成22年1月1日～平成25年12月31日	4.3%	14.6%
平成26年1月1日～同年12月31日	2.9%	9.2%
平成27年1月1日～同年12月31日	2.8%	9.1%

■問い合わせ 税務課 ☎ 64・6004

社会保険料控除

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を社会保険料控除として算入する場合、支払額を証明する書類の提示が必要です。領収書などが手元にない人については、証明書を発行しますので、運転免許証などの身分証明書と印鑑を持って税務課（国民健康保険税）、市民課（後期高齢者医療保険料）、健康長寿課（介護保険料）へお越しください。

※年金天引きされている人は、証明書を発行できません。年金の源泉徴収票で確認してください

- 問い合わせ
- 【国民健康保険税】 税務課 ☎ 64・6004
- 【後期高齢者医療保険料】 市民課 ☎ 64・6018
- 【介護保険料】 健康長寿課 ☎ 64・6014

国民年金保険料を社会保険料控除として算入する場合、国民年金保険料の「控除証明書」または「領収書」の添付が必要です。控除証明書は、平成26年11月上旬に対象者に送付されています。同年10月1日以降12月31日までに、その年初めて納めた人については、2月に送付される予定です。

- ※市役所で証明書の発行はできません
- 問い合わせ
- 日本年金機構敦賀年金事務所 ☎ 0770・23・9902
- ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル ☎ 0570・058・555

市県民税で住宅ローン控除

平成12年から同26年までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた人については、所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の個人住民税から控除できます。この制度の適用を受けるためには、確定申告または年末調整（初年度については確定申告）が必要になります。

- ※平成19・20年の入居者は所得税のみの対象となります
- ※控除期間が経過した場合は、対象となりません

確定申告はお早めに！

平成27年度の市県民税、平成26年分所得税の確定申告の受け付けが始まります。

必ず期限内の申告をお願いします。

受付期間 2月16日①～3月16日① 9時～12時、13時～16時

問い合わせ 【市県民税】税務課 ☎ 64・6004 【所得税】小浜税務署 ☎ 52・1008

【市役所4階大会議室（大手町）会場のスケジュール】

受付期間	対象地区・区
2月16日① ～ 20日①	小浜（清滝/津島/多賀/鈴鹿/塩竈/生玉）、西津（小湊/大湊/北塩屋/西長町/北長町/福谷）、内外海（仏谷/堅海/泊/田鳥を除く）、国富、宮川
2月23日① ～ 2月27日①	小浜（玉前/今宮/広峰/白鬚/酒井/駅前町/川崎）、雲浜（南川町/後瀬町/上竹原/関）、松永、遠敷、今富
3月2日① ～ 6日①	小浜（竜田/住吉/日吉/神田/大宮/男山）、雲浜（千種/大手町/四谷町/一番町）、内外海（仏谷/堅海/泊/田鳥）、口名田、中名田、加斗
3月9日① ～ 16日①	小浜（鹿島/白鳥/貴船/浅間/大原/香取/飛鳥/青井）、雲浜（城内/雲浜/山手/水取）、西津（堀屋敷/板屋町/新小松原/下竹原/小松原川東/小松原川西）

【JA若狭本店（遠敷）会場のスケジュール】

受付日	対象地区
2月16日①	小浜、雲浜、西津、内外海
2月17日①	松永、宮川
2月18日①	国富
2月19日①	遠敷
2月24日①	今富
3月3日①	口名田、中名田
3月4日①	加斗

※混雑を避けるため、できるだけ指定された期間・期日にお越しください

※営業所得、事業所得、農業所得、不動産所得のある人については、「収支内訳書」を事前に作成してからお越しください

※医療費の控除に必要な領収書は個人ごと、医療機関ごとに小計しておいてください

公的年金などに係る確定申告

平成23年分以後の各年分について、公的年金の収入金額の合計が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

※生命保険料、医療費控除などにより、所得税の還付を受ける場合は、確定申告をする必要があります

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、市・県民税の申告が必要な場合があります

介護認定者に障害者控除対象者認定書、おむつ使用確認書を発行

65歳以上で、要介護度1以上の要介護度認定を受けていると、確定申告で障害者控除を受けられることがあります。また、おむつ代が医療費控除の対象となる場合があります。

該当する人には、障害者控除対象者認定書またはおむつ使用確認書を発行しますので、印鑑を持って健康長寿課へお越しください。

■問い合わせ 健康長寿課 ☎ 64・6014